告 示

埼玉県告示第二百七十六号

九年埼玉県告示第百十七号で告示 市計画法 (昭和四十三年法 律第百号) した深 第六十三条第一 谷都市計 画下 水 道事 項 \mathcal{O} 業 規 定 \mathcal{O} E 事 業計 り 画 昭 \mathcal{O} 変更 和 兀

令和二年三月二十七日

を認可したので、

次のとおり告示する。

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

《谷都市計画下水道深谷公共下水道(深谷処理区

三 事業施行期間

昭和四十九年三月八日から令和九年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

九 業地を変更する。 + 九号 和 兀 の事業地 十九年埼 玉県告示第百十七号及 \mathcal{O} うち、 深谷市新井字川窪及び び昭 和 五十三年埼玉県告示第千七 沼尻字猿 ケ 久保に お て事 百

(2) 使用の部分

字北 櫛引、 埼 玉 示第五 第四 見字政所 人塚、 地 示第四百 前 小 九 字東 種 流、 県 百 号、 和四十九 窪、 字 百 樫合字森下、 深谷市大谷字南道忠、 告示第四百五十号及び平成二十五年埼玉県告示第四百二十五号の 字鎮守 十号、 字山 松原、 五十 及び字吹張、 九十三号、 昭和五十 字前 字東、 本、 号、 年 原、 字東、 浦、 昭 埼 - 五年埼 字 和六十二年埼玉県 玉県告示第百十七 平成十四. 字金 字西 字鎮守前、 字井戸畑、 平成六年埼玉 山 根、 字新田原、 柏合字西前 原、 剛 玉 寺 県告示第千 字中原、 山根東、 字子星塚、 及 年埼玉県告示第千八百八十五号、 字大門 び字堂 字中、 字新田、 県告示第千六百七十号、 字前原、 号、 告示第四 前、 五. 字拾三墳、 字 字神楽場、 寄 字西 字行 百 昭 字新田 埜、 萱場字西 四十二号、 和 字南、 浦、 百 人塚、 五十三年埼玉 字 九十三号、 字出 唐沢、 字雨沼、 浦、 字粕ヶ谷戸、 字土路林、 字蔦ケ [柳井戸 字北新田及び字北、 \Box 昭 和六十 字 田 字 平 成 谷戸及び字天沼、 平成 県 字鎮守西、 一尻及び 野銭、 岡字上宿、 告示第千 字谷 字中西、 兀 平成二十 八年埼玉 年 1年埼 埼玉 地、 字中通、 字 字流、 新田、 玉 字北、 字行 事業 一年 県告 百 九

字西田、字西谷田、字菅原及び字元屋敷、 字岡下村、字白山、 東大沼字北において事業地を変更する。 大沼字愛ノ田及び字谷田を加え、深谷市宿根字中道、西大沼字花小路並びに 字蔵殿、伊勢方字堀西及び字堀東、 字前屋敷、字下宿、字内出、 字堤際、字根際及び字八反、普済寺字前原、 字新田、 字新田下、 字屋敷、字塚東、字里林、 谷之字田中東、起会字大沼浦、並びに西 、字岡村、 岡里、 岡部字光善、字内谷田及び 字前耕地、字町、字足り、 字普済寺境、 字中通、字蛇喰、 字久保、 字熊

口雨水

(2)(1)収用の部分

変更なし